

松 監 第 1 8 号
平成22年6月15日

請求人 殿

松原市監査委員 杉 井 卓 男
松原市監査委員 池 内 秀 仁

住民監査請求に対する監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定により、平成22年3月31日付けで受け付けた住民監査請求については、平成22年4月8日付けの補正命令により同月23日に補正が行われ、監査した結果を同条第4項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 請求の要旨

補正後の平成22年4月23日付け松原市職員措置請求書及び同年5月27日に行った法第242条第6項に規定する請求人の陳述の内容を総合した結果、その請求の要旨は、松原市と松原市消防団運営委員会（以下「運営委員会」という。）が平成20年4月1日付けで締結した松原市消防団運営事業委託契約（以下「平成20年度契約」という。）に基づき松原市が運営委員会に支払った1,000,000円（第4期分）及び松原市と運営委員会が平成21年4月1日付けで締結した消防水利等に係る点検等委託契約（以下「平成21年度契約」という。）に基づき松原市が運営委員会に支払った3,088,800円（第1期分から第4期分）について、平成20年度契約及び平成21年度契約は不当であるから、松原市長が運営委員会に対し不当な契約に基づき支払った合計4,088,800円を返還請求するよう求めたものである。

その内容及び理由として、まず第1に、運営委員会がその業務について正式な報告書等を作成していない旨主張するものである。

第2に、松原市が運営委員会に委託している業務は、松原市消防団が職務として行っている業務と重複していると主張するものである。

第3に、平成20年度契約の契約書上、契約者は運営委員会とされているが、完了調書及び業務完了届には委託先として「松原市消防団」との記

載がなされており、本来は運営委員会に委託料が支払われるべきところ、実際は消防団本団及び6分団の口座に委託料が全額入金されており、支払が不鮮明であると主張するものである。

第4に、運営委員会は、松原市の入札資格を持っておらず、そのような団体が松原市と業務委託契約を締結することが不当であると主張するものである。

第5に、本件委託業務は、松原市消防署員及び消防団員が職務として行っているにもかかわらず、運営委員会が業務を行っているとするのは不当であると主張するものである。

第2 監査対象部局

松原市消防本部総務課

第3 請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第6項の規定に基づき、平成22年5月27日に請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

(陳述内容)

- 1 平成20年度契約について、運営委員会が消防団に事務を再委託していることについては、契約書第7条の再委託禁止の規定に抵触するのではないか。
- 2 消防団員やその責任者は、平成20年度契約の内容を知らないし、消防業務の一環と思って業務を行っていた。

第4 監査の実施

事実を証する書面の記載事項及び関係書類を調査し、また、平成22年6月3日に関係職員（消防本部 森本総務課長）から弁明書の提出を受けた。

第5 監査対象事項の決定

平成20年度契約及び平成21年度契約に基づき支出された次の委託料が違法又は不当な公金の支出に当たるかを監査対象とした。

- ・ 平成20年度契約に係る第4期分の委託料
- ・ 平成21年度契約に係る第1期から第4期分の委託料

第6 事実関係の確認

監査対象事項に関し、松原市職員措置請求書、事実を証する書面及び請求人の陳述内容並びに関係職員の弁明書及び関係書類を総合的に勘案した結果、次のような事実関係を認めた。

1 平成20年度契約に係る第4期分の委託料について

松原市は、運営委員会から提出された請求書及び業務完了届により消防本部総務課長が業務の完了を確認し、委託料を支出した。

平成20年度契約において運営委員会に委託した業務は、各種訓練、教養、研修等に付帯する準備、会場等の清掃作業等であった。

平成20年度契約に係る第4期分の委託料の支払先は、松原市消防団本団及び各6分団の口座が指定されていた。

2 平成21年度契約に係る第1期から第4期分の委託料について

松原市は、運営委員会から提出された請求書及び業務完了届により消防本部総務課長が業務の完了を確認し、委託料を支出した。

また、各月ごとの車両・資機材・庁舎点検報告書も併せて提出された。

平成21年度契約において運営委員会に委託した業務は、屯所の維持管理、資機材、車両及び消防水利（消火栓・防火水槽等）の点検並びに防火防災思想の普及啓発活動であった。

平成21年度契約に係る委託料の支払先は、運営委員会であった。

第7 監査委員の判断

下記のとおり、請求人の主張には理由がない。

記

- 1 平成20年度契約に係る第4期分の委託料について、第1に、運営委員会がその業務について正式な報告書等を作成していない旨を主張しているが、運営委員会は松原市に業務完了届を提出しており、契約書に規定する範囲内の適正な報告はなされている。

第2に、松原市が運営委員会に委託している業務は、松原市消防団が職務として行っている業務と重複している旨を主張しているが、各種訓練、教養、研修等に付帯する準備、会場等の清掃作業等は平成20年度当時、本市消防団員の従事する消防事務に含まれなかったと認められる。

第3に、平成20年度契約の契約書上、契約者は運営委員会とされているが、完了調書及び業務完了届には委託先として「松原市消防団」との記載が

なされており、本来は運営委員会に委託料が支払われるべきところ、実際は消防団本団及び6分団の口座に委託料が全額入金されており、支払が不鮮明である旨を主張しているが、契約書第2条の規定において運営委員会が委託料の支払先を消防団本部及び各6分団と指定したにすぎず、このことが違法又は不当であるとまではいえない。

第4に、運営委員会は松原市の入札資格を持っておらず、そのような団体が松原市と業務委託契約を締結するのは不当である旨を主張しているが、本件契約は消防団員が行う各種訓練、教養、研修等と密接な関係にある準備や清掃作業等を対象とするので、その性質、目的が競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2により運営委員会と随意契約をしたものであり、適法な契約と判断される。また、入札と契約は別個の行為であり、令第167条の4並びに令167条の11は、入札に参加するための資格を規定するものであるが、随意契約の相手方までも制限する趣旨ではないと解される。

第5に、本件委託業務は松原市消防署員及び消防団員が職務として行っているにもかかわらず、運営委員会が業務を行っているとするのは不当である旨を主張しているが、前述のとおり本件契約の業務内容は、消防事務の内容及び範囲には含まれなかったものと認められるし、松原市消防団条例第15条に規定する費用弁償の範囲にも含まれず、松原市消防署員及び消防団員が職務として行ったものではない。したがって、平成20年度契約は違法又は不当なものとはいえない。

2 平成21年度契約についても上記1と同様の理由で、違法又は不当なものとはいえない。

なお、平成21年度契約については、上記第1の請求の要旨第3に係る請求人の主張は、事実を証する書面及び関係書類から、その事実が見当たらない。